

# 農地法許可申請等の流れ

令和5年8月  
三種町農業委員会

前月25日まで 申請受付



(受理後、農業委員による現地調査)



毎月3日頃 総会告示委員へ議案送付(総会日3日前まで着)



毎月10日頃 農業委員会総会

農地法第3条申請

農地法第4条、第5条申請転用申請

・許可相当



農地としての所有権移転  
賃貸借契約

・許可相当



但し30㍍を超えるもの、30㍍以下でも  
重要案件に該当するものは意見徴収  
を必要とする



・20日 秋田県農業委員会ネットワーク機構へ諮問説明書の提



・25日 秋田県農業委員会ネットワーク機構内容説明  
秋田県農業会議常設審議委員会から意見聴取  
(祝祭日は翌日・12月は19日)



意見回答

・26日 農業委員会に回答書送付



・28日 許可書の交付



◎進捗状況報告書

許可日から3ヵ月後、その1年後



◎完了報告